

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。 ようて議案第四百四十一号及び議案第四百四十二号の二件は本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第四議案第四百二十七号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長 斎藤多市君登壇）

○秘書職員課長（斎藤多市君） 御指名がございましたので、議案第四百二十七号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この給与条例の改正につきましては、すでに新聞紙上等で御案内のとおり、去る八月十日人事院は内閣並びに国会に対ししまして国家公務員の給与の改善勧告を出しました。その内容につきましては、すでに御案内のとおり平均アップ額が六・九四%で一萬一千十四円という数値に相なっております。

それから約二ヵ月おくれまして、東京都人事委員会が十月十五日知事並びに都議会に対ししまして、やはり東京都職員の給与改善の勧告をされております。その内容は平均アップ額が六・六二%で一萬二千三百三十円という数値を勧告されております。

本市におきましては国の人事院勧告並びに東京都の人事委員会の勧告をそれぞれ参考とし、さらに二十六市の市長会での申し合わせ事項等を尊重しつつ、このアップ額を低額で抑えるということで職員団体と折衝をしておりましたが、その結果、本福生市では給料におきまして平均五・六三%、金額で八千五百円というような改定に相なつた次第でございます。それは、この条例の末尾に折り込んであります給料表のとおりでございます。

なお、これに要する必要財源といたしましては、今会期中に提案しております予算書を御覧になればおわかりのことと思いますが、一般会計におきまして三千九百五十万円の財政需要を必要とすることに相なっております。そのほか国民健康保険、区画整理、下水道、水道事業会計等を合わせまして一千二百五十万円でございします。

内容につきましては給料表の別表の改正と、それから扶養手当の改善で六千円を七千円に、さらに四千円を四千五百円に改めたこと、それから住居手当を四千五百円から五千二百円と定め、さらに、国鉄運賃の改正に伴いまして通勤手当の九百円を一千八百円に、四百円を九百円に定めたことでございます。

この施行の期日といたしましては、やはり国、都の例にならしまして本年の四月一日から適用し、さらに通勤手当につきましては十一月一日から適用したいということでございます。

二項及び三項につきましては、経過規定並びに委任事項を規定したものでございまして、

何とぞ慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十七号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第百二十八号福生市災害弔慰金の支給

及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第百二十八号福祉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例の提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部が十月二十六日に改正になりまして、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、第五条中百万円を百五十万円に改めようとするものでございますが、これは弔慰金の額でございます。死亡者が死亡前、主として生計を維持していた場合、言うならば世帯主でございます。それが百五十万円に改めようとするものでございまして、五十万円を七十五万円に改めようとするものは、これはその他の家族のことでございます。補助率としましては国が四分の二、都が四分の一、市が四分の一と相なっております。第十条の関係でございますが、これは一世帯当たり の貸付けの限度額でございますが、百万円を百二十万円に改めようとするものでございます。

なお、左側に種類及び程度の区分の額がございしますが、三十万円を三十五万円に改めようとするものでございますが、これは世帯主が一月以上の負傷をした場合でございます。次に、やはり三十万円を三十五万円に改めようとするものは家財の三分の一以上の損害があった場合、それから、四十万円を五十万円に改めようとするものは、住居の半壊の場合、それから、七十万円を八十五万円に改めようとするものは、住居の全壊の場合でございます。これは七割程度ということになっております。それから、六十万円を七十万円に改めようとするものは、世帯主の負傷とそれから家財の三分の一以上の損害があった場合でございます。それから、七十万円を八十五万円に改めようとするものは、やはり世帯主の一月以上の負傷と半壊の場合、それから、百万円を百二十万円に改めようとするものは、世帯主の一月以上の負傷と全壊の場合でございます。それから、同じく百万円を百二十万円に改めようとするものは、住居の全壊もしくは流出した場合、その他特別の事情のあるものというふうになっておりますが、特別の事情のあるものは家屋の全体の損害が八割以上で残りの部分を取り壊さないと復元できない状態のことを言っておりますが、この額を改正したいということでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し昭和五十一年九月七日から適用したというものでございます。

はなはだ雑駁な御説明でございましたが、慎重御審議いただきまして御決定くださるようお願いいたしましたして説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十八号については、厚生委員会に付託し審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十八号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六議案第百二十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので議案第百二十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第六号)につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は、一般会計補正予算第六号でございますが、従来までの予算額七十二億三千二十万六千円に七千三十四万五千円を追加をいたしまして歳入歳出の総額を七十二億七千三百五十五万一千円と定めようとするものでございますが、その骨子といたしますものは、歳入におきましては、地方交付税の増額分一億八千六百万円、市

債の三億百三十万円を主な財源といたしまして、東口の区画整理用地二億四千八百二十万円、先ほど提案のありました職員の給与改定に伴います人件費三千九百九十一万五千円、さらに地方交付税の中に含まれております西多摩衛生組合の清掃費の配分金五千四十八万円、又、補助対象としては商工振興に対する補助金百六十九千円、あるいは又光熱水費八百七十一万円を中心といたします若干の経常費等を計上した次第でございます。

なお、この特色といたしましては、収入金額が五億二千六百万円というかなりの高額でございますが、これに反しまして武蔵野幹線排水路の事業量の減少に伴います、予算額の減三億一千三百万円、それからさらに財政をより健全にするために当初予算に計上いたしました都市整備基金からの繰入金を一億三千七百万円減額をいたしましたので、実質この補正内容としては七千三十四万五千円という金額に相なつた次第でございます。

なお又、昨年来の地方財政の危機に伴いまして起債で財政措置がしてございまして、その財政対策債が八千七百八十万円認可になってまいりまして、今回特にこの起債は一般財源として使用してもよろしいということになりましたので一般財源として

この起債を充当いたしております。

次に、その内容について御説明を申し上げます。

二ページの歳入について御説明を申し上げます。

地方譲与税におきまして百五十万円の増額でございますが、これは今回新しく地方道路譲与税が新設されたことに伴いましてこれを六百四十五万円新たに計上したものでございしますが、これは当初予算におきましては、自動車重量譲与税の中に計算上含めて計算をしておりましたので、自動車重量譲与税の確定に伴いまして四百九十五万円を減額をいたしまして、地方道路譲与税におきまして六百四十五万円を増額をしたという次第でございます。

次に、地方交付税でございますが、今回、地方交付税の普通交付税が総額六億七千五百十一万五千円に確定をいたしましてまいりましたので、当初予算では四億八千八百五十万円を計上してございしたので、それとの追加財源として一億八千六百六十一万五千円を計上した次第でございます。

次に、交通安全対策特別交付金二十七万二千円の減でございますが、これは本年度交付金の確定に伴いましてそれにあわせまして二十七万二千円を減額をした次第で

でございます。

分担金及び負担金、そのうちの分担金におきまして一千三百九十九万円の増額でございますがこれは先ほども大綱で御説明を申し上げましたように、地方交付税の衛生費配分として五千四百八十万円を歳出において計上しまして西多摩衛生組合にお払いたしますが、それが組合を構成しております四市に還元されて返ってくる分でございます。いまして、福生市に返ってくる分が一千三百九十九万円ということでございます。なお、青梅市は二千百二十三万九千円、羽村町が七百八十三千円、端穂町が七百四十四万四千円ということ、この総額は五千四百八十万円で福生市の分が一千三百九十九万円ということでございます。負担金におきまして四千三百三十万円の減額でございますが、これは精薄施設、あるいは又、老人施設に入りまする本人負担金について対象人員の減少に伴います減額でございます。

使用料及び手数料、そのうちの手数料におきまして三百万円の増額でございますが、これはじん芥処理手数料におきまして百九十万円、し尿処理手数料におきまして百十万円の増額分でございます。なお、当初予算に七百万円計上してございしますので、合わせまして一千万円と相する次第でございます。

次に、国庫支出金におきまして三億九百二十万一千円の減額で、その内訳といたしましては、国庫負担金におきまして三億一千三百万円の減額でございます。これは先ほども御説明を申し上げましたとおり武蔵野幹線排水路の完成に伴いまして、その事業費を精算の結果これだけの減額を生じた次第でございます。次の国庫補助金の三百九十万九千円でございますが、これは屋外運動場の事業費の設計委託費として五百九十六万円の補助対象額が認められましたもので、これに対する防衛施設庁の補助金でございます。その金額が三百九十七万九千円でございます。この屋外運動場と申しますのは牛浜のグラウンドの整備でございます。後ほど御説明を申し上げますが、あそここのグラウンドを整地し、スタンドを設け、ナイター設備をつけ、管理棟を設けるといふ事業でございます。

都の支出金におきましては五十六万六千円の増額でございますが、その内訳は都の負担金において三十七万五千円、これは先ほど条例に提案されました災害救助費において五十万円が歳出に計上されてございまして、その七五％を都の負担金として負担をしていただくことになっておりますので、その金額三十七万五千円でございます。都の委託金十九万一千円、これは統計調査費の委託金でございます。

次の財産収入十万円、これは庁用車、乗用車の売却に伴います売却代金の計上でございます。

次のページの繰入金、基金の繰入金一億三千七百万円の減額でございますが、これは先ほども御説明を申し上げましたように、本年度当初におきまして、財源不足の関係から都市施設整備基金の中で二億五千二百万円を計上し、さらに又、補正一号におきまして一千九百二十五万三千円を計上いたしましたので、ただいまのところ基金の繰入金の予算額が二億七千二百二十五万三千円でございますが、今回の財政措置によりましてこれを一億三千七百万円繰り戻そうとするものでございます。

又、預金利子におきましては一千万円を計上し、当初との合計額は一千五百万円と相なる次第でございます。

市債におきましては三億百三十万円の計上でございますが、これは後ほど市債の項において御説明を申し上げます。

以上、歳入を合計をいたしまして七千三十四万五千円の額と相なり、当初、前回までの額と合わせましてその総額が七十二億七千三百五十五万一千円と相なる次第でございます。

次に、歳出について申し上げます。

まず、議会費におきまして二百五十五万五千円の増額でございますが、これは職員が一人退職することに伴いまして退職手当組合に対する特別負担金と、たしまして三百三十九万九千円、それから職員の交替に伴います給与の減額八十七万三千円等を相殺をいたしまして、給与改定等を含めましての相殺した額が二百五十五万五千円という金額でございます。

次に、総務費について申し上げます。その総額は三千三十七万八千円の増額でございますが、総務管理費におきまして二千十一万円、これは人件費九百五十五万七千円、車の購入費二百三十七万八千円、それから、ユービックスと申します膳写印刷機の購入百四十万円等でございます。それから又、徴税費におきましては、人件費五百九万一千円、徴収用の軽自動車六十七万円その他需用費関係五十六万三千円等と相なっております。戸籍住民基本台帳費の二百三十八万四千円は人件費の増額分でございます。選挙費におきましても同じく百十一万一千円は人件費でございます。統計調査費におきまして二十八万五千円、これは人件費二十四万九千円、経常費三万六千円等でございます。監査委員費の十六

万四千円は人件費の増額分でございます。

民生費におきまして九百七十八万六千円の増額でございますが、その内容は社会福祉費におきまして四百七十六万一千円、この内訳は社会福祉費の三百二十九万四千円、身障福祉費の十四万円、福祉会館の運営費三十八万三千円等になっておりまして、その内容は人件費において百六十万円、福祉関係の福祉協議会等に対する委託料百四十七万八千円、その他百六十八万三千円等がその内容でございます。児童福祉費におきましては三百二十万二千円の計上でございますが、人件費が二百九十三万二千円、その他の経常費が九万円と相なっております。生活保護費の百二十万三千円は人件費の計上でございます。災害救助費におきましては先ほど冬冬例に提案をいただきましたように、弔慰金におきまして五十万円で、災害貸付金におきまして三十万円の追加計上しようとするもので、合わせて八十万円でございます。なお、弔慰金については当初予算に百万円計上してございますので百五十万円で、貸付金につきましては当初予算へ百五十万円計上してございますので百八十万円と相なるわけでございます。

衛生費におきまして五千五百二十三万五千円でございするが、保健衛生費に

おきまして三百十二万七千円、これは人件費でございます。清掃費におきまして五千二百十萬八千円、これは先ほど御説明を申し上げました交付税の配分金五千四百八万円と人件費でございます。

労働費におきまして十八万八千円、これは失業対策関係で人件費でございます。

農林水産業費の農業費の八十四万五千円、これも人件費でございます。

次の、商工費、二百二十万一千円でございするが、これは先ほどもちょうと触れましたが、武蔵野商栄会、それから中央商栄会等に対する補助金、それから西口調査会に対する補助金、その他給与関係の改定分等でございます。

次に、五ページに移ります。

土木費におきましては五千五百二十一万七千円の減額でございますが、この減額の主なものは武蔵野幹線の排水路の減額に伴うものでございまして、この内容といたしましては道路河川橋梁費におきまして五百二十一万一千円の増額、これは田園一八号線及び市道一〇一九号線の用地の買収費五百二十六万九千円、その他二百三十四万四千円等でございます。都市計画費におきまして六千四十二万八千

円の減額でございますが、これは先ほど来申し上げておりますように武蔵野幹線に対する工事費の減額に伴う減三億一千三百万円、それに東口の用地買収費の増額二億四千八百二十六万八千円、人件費九十三万三千円の増額、その他の減額二百六十一万三千円等を相殺をいたしまして六千四十二万八千円の減額と相なる次第でございます。

消防費におきまして九十二万三千円の増額、これは防火服及び帽子、服装の購入分で四十五着分を予定をいたしております。

次に、教育費におきまして一千三百六十九万三千円の増額でございますが、そのうち教育総務費におきましては四百七十八万円、これは主として人件費でございます。小学校費におきまして九百六万三千円の増額、これは需用費において四百六万六千円、施設の修繕の工事費等に二百五十万円、身障者教室の備品として百二十万円等を計上いたしております。中学校費におきましては五百五十八万五千円の増額でございますが、人件費におきまして九十二万三千円、それから公団備品借入金二百二十二万一千円、この公団備品借入金と申しますのは三中ができた際に住宅公団から長期の借入れをいたしております、

これを利息と元金で返済をいたしておりますが、今回、これを利息分でございますが、一応備品の借入れというような形で、その返済という形をとっておりますので、こういう形で計上しております。その他需用費関係で二百十七万一千円、合わせて五百五十八万五千円の計上でございます。学校給食費におきましては九百四十五万六千円でございますが、給与関係で四百九十六万五千円、工事費で百四十二万円、その他でございます。社会教育費におきましては一千七百三十万二千円の減額でございますが、その内容は熊川学供と本町学供の工事費の減額に伴いますものが四千四百万円、これは減額でございます。それからさらに増額分といたしましては市民会館のピアノその他の備品分として一千百万円、それから図書館の図書及び備品の購入分として一千四百万円、その他が計上しております。

予備費におきましては九百九十三万八千円を調整をいたしまして、歳出総額が七千三十四万五千円と相なる次第でございます。

次に、六ページの地方債の補正について申し上げます。まず、今回新たに起債を起こそうとするものは屋外運動場整備事業の百

五十万円、これは先ほども御説明を申し上げましたように、牛浜のグラウンドの建設に要するものでございまして、あそこにナイター設備それからグラウンド整地、さらにスタンドその他を建設しようとするものでございまして、その総額は二億三千万円というふうな金額でございするが、今年度はその設計費として五百九十六万九千円の事業費を計上いたしまして、そのうちの補助金三百九十七万九千円を差し引きまして自己負担分の七五％を起債として許可していただくことと、うことで百五十万円を計上した次第でございします。

次の都市計画事業の用地取得事業、これは東口の区画整理事業に伴います用地の取得でございまして一千二百十七平方メートル、単価二十万四千円で取得しようとするものでございまして、その総額は二億四千八百二十六万八千円となりますが、そのうち二億四千八百二十万円を起債をもつて当てようとするものでございします。

さらに、その下の五十一年度財政対策債は、先ほども申し上げましたように八千七百八十万円を今回一般財源として充当することが認められましたのでここに地方債として計上した次第でございします。

以上が新たに計上しようとするものでございするが、次のその変更でございするが、災害援護貸付金として百五十万円を百八十万円に変更、これは先ほど歳入で説明のとおりでございします。又、学習等供用施設新築事業といたしまして一億二千八百八十万円ございましたが事業量の減少に伴いまして起債の額も九千二百三十万円に減額するものでございまして、その減額の額は三千六百五十万円でございます。

以上、大変雑駁でございましたが議案第百二十九号に対しまする提案理由並びにその内容の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) ちよつと一つ二つお尋ね申し上げますが、いま御説明があったばかりでございしますが、この五十一年度の財政対策債ですわ、これは一般財源として使用できるという形で今度初めて出てきたものなんですけれども、こういうことが、これはこれからこういう点が認められる可能性があるのかどうなのか。特に五十一年度と限定おるわけですけど、こういう状況が続く限り、こう